

陳 情 文 書 表

(保健福祉局)

受理番号	1940	受理年月日	令和3年11月22日
件名	中央保護所における支援内容の充実等		
要旨	<p>京都市中央保護所（以下「保護所」という。）は、1946年戦後の混乱期、当時、旧憲兵隊の兵舎だった建物を、生活保護法に基づく更生施設（50名定員）として京都市直営で開始し、その後、1993年に旧建物を改築整備し下京老人福祉センターを併設して新たなスタートを切った。更生施設としての保護所は、野宿生活を余儀なくされた人（以下「野宿者」という。）や火事場で焼け出された人、その他の理由で家を失い生活困窮状態に陥った人々の緊急避難とその後の支援を、福祉事務所等と連携しながらその役割を担ってきた施設である。バブル経済崩壊後（1999年頃）の京都市内には、野宿者は市内で600人を超えており、当事者の手による週2回のデイサービス（風呂と洗濯の日）も保護所で実施され、12年の実績を残してきた。公衆衛生はもちろんのこと、主に宿所の提供と更生施設として、どんな不況のあおりを受けても、公設公営の施設として迅速に活用できる態勢になっている保護所は、日常的な安心・安全の場、要保護者の命や人権を保障する憲法を具現化している所であり、困窮者にとってはなくてはならない命のよりどころとなっている。</p> <p>長年、野宿生活を余儀なくされ劣悪な衛生環境や生命の危機に瀕したときの緊急対応や生活設計に向けての支援施設に、京都市直営で福祉事務所との連携を持ち、最後の受皿となるよう、まずは継続を強く願うとともに以下の内容を願う。</p> <p>なお、2011年から指定管理者制度の導入により公設民営となっているが、保護所は困窮者にとって必要不可欠な施設であり命に関わる大切な場所である。2022年4月以降も何らかの形、方法で運営を継続するよう要望するとともに、以下のとおり、支援内容の充実と実施を求める（これらの要望は、救護施設建設、運営いかによらないものである。）。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 緊急避難や緊急対応としての福祉事務所や警察、民間福祉施設等を經由して、困窮状況に応じた迅速な入所ができるようにすること。 2 糖尿、腎臓、高血圧等の食事制限がある方の食事対応ができるようにすること。 3 民間の簡易旅館やホテル（現緊急一時宿泊所）ではできないリスクの解消、すなわち、民間では入所を断られる方のリスクの解消を保護所で図ること。例えば、長期の野宿生活で基本的な生活習慣が現段階では乏しい方、メンタルケアが必要な方、荷物が多い方、身体的な障害を持った方などの対応ができること。基本的には、京都市直営による運営を求める。行政の判断、責任でこれらの方が迅速に安心して入所ができるようにすること（地域の信頼を取り戻していく前向きな取組が必要）。 <p>また、入所の選別面接は中止し、福祉事務所窓口で面談の際に入所が必要と判断する場合、若しくは本人希望の場合には、とにかく入所ができるように戻すこと。</p> <ol style="list-style-type: none"> 4 日常的に野宿者が直接利用できる入浴、洗濯、着替えの場を設けること（風呂券は長期の野宿者はなかなか利用し難い。簡易旅館やホテルの緊急一時宿泊所の風呂も断られる。仕事に行く、受診する、皮膚疾病予防のため、また、店舗や施設、駅、図書館などの入場のためなど）。 5 野宿の仲間同士で情報共有や安心して憩える場、創作文化活動の場、また、再び野宿へ戻らないよう居宅移行後の集いの場を提供すること。 		
陳情者			
回付委員会	教育福祉委員会		